

平成17年度に行った政策評価の結果の平成18年度の政策への反映状況

No. 1	政策の名称	公共調達における競争環境の整備－入札談合の防止及び公共調達の改善のための取組－
	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 公共調達について入札・契約の改革・適正化を進め、入札談合を防止していくことは、政府の重要課題であり、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」においても公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行うこと等が求められていることから、公共調達における実態把握に関する調査・提言を行うことが必要である。</p> <p>【有効性】 独占禁止法等についての理解を増進させるため、連絡担当官会議の開催、調査報告書の作成、配布等は有効であったと評価することができる。 調達機関が入札談合に対してより厳しい対応を示すようになってきており、連絡担当官会議を通じた独占禁止法等の趣旨の周知の効果は現れてきていると評価できる。</p> <p>【効率性】 本局及び各地方事務所等を活用することにより、連絡担当官会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等の内容を周知することができたものと考えられる。 ホームページに掲載されたテキスト「入札談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解が深まることが期待される。また、平成16年10月からの3か月間のダウンロード数は約12,000件であり、多くの調達担当者等がテキストを効率的に入手・活用しているといえることができる。</p> <p>【今後の課題】 連絡担当官会議等のアンケート結果を見ると、連絡担当官自身の独占禁止法等への理解が増進しており、有効であったと評価することができるが、入札・契約制度改革や、いわゆる「官製談合」の防止についても地方公共団体との連携を強化し、実態調査等から導かれた課題の解決に向けて、入札・契約における競争性の向上等のための取組を進めていくことが必要である。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等における入札談合防止に資するため、引き続き、発注者における入札談合防止のための取組等の実態について把握することを目的として、公の発注機関を対象としたアンケート調査を行い、平成18年10月31日、「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」を公表。 発注機関の独占禁止法等に対する理解を増進するため、引き続き、国の発注者との間で、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催したほか、地方公共団体・政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を開催し、独占禁止法及び改正入札談合等関与行為防止法の趣旨等についての発注機関等への周知を実施。

No. 2	<p>政策の名称</p> <p>国際協力の推進－独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修－</p> <p>政策評価の結果の概要</p>	<p>【必要性】</p> <p>我が国としては、経済関係が緊密化している東アジア地域に重点を置いた技術研修を通じて、この地域の競争環境の整備に貢献することが、我が国の国益からも有益であると考えており、途上国一般に対する研修の他に、国別研修として、インドネシア及び中国に研修を実施している。</p> <p>【有効性】</p> <p>インドネシアの研修生に対するアンケート調査等によれば、ほとんどの研修生が帰国後も、研修で得た知識を今後の日常業務で活用可能と答えており、本研修はインドネシア競争当局職員の能力向上に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>また、JICA集団研修は、被援助国における競争法・競争政策の発展に寄与している。</p> <p>【効率性】</p> <p>インドネシア研修実施前に、その事前研修として、テレビ会議システムを用いて、基礎的な講義を実施したことにより、日本における研修期間を増加させることなく、研修内容を充実させることができたことなどから、研修の効率化に寄与した。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修は、研修生のアンケート等から、一定の効果が見られるが、引き続き、研修実施機関であるJICAと連携をとりつつ、更なる研修の効果的・効率的運用に努めていくとともに、研修ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう、常に研修の見直しを図っていく必要がある。また、東アジアを中心とする途上国においては、競争法・競争政策への理解が十分な段階に達しているとはいえ、競争当局の執行力も十分なものではないことから、ニーズ調査を実施した上で、新たな研修先の選定を行っていくことを検討すべきである。</p>
	<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度においては、新たにフィリピンに対して技術協力を予定しているが、技術協力の実施に先立ち、先方ニーズの綿密な調査及び先方との技術協力内容の調整を実施。 ・ 途上国に対する研修では、各途上国の競争政策の進展状況に応じて研修内容の見直しを随時実施。 ・ このほか、平成18年度には、東アジア競争関連トップ会合をタイと共催し、東アジアにおける競争環境の醸成に努めるとともに、効果的な技術支援の実施等について意見を交換。

<p>No. 3</p>	<p>政策の名称 政策評価の結果の概要</p>	<p>取引慣行等の実態把握・改善－ガソリン・家電製品の流通実態の調査－</p> <p>【必要性】 実態調査は、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要なものである。 今回調査を実施したガソリン及び家電製品については、これまでも小売業者による不当廉売のおそれのある行為が度々問題とされていたことから、それぞれの市場構造の実態及び独占禁止法の考え方を明らかにすることを目的として実施した。</p> <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガソリンの流通実態に関するフォローアップ調査 フォローアップ調査の結果、石油元売会社では、実態調査報告書公表（平成16年9月）後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項（系列玉の合理的卸売価格差、契約違反特約店に対する対応、卸売価格の事前決定）について、例えば、卸売価格の事前決定の比率が前回調査より増加するなど、適切に対応している状況がみられた。 ・ 家電製品の流通実態に関するフォローアップ調査 フォローアップ調査の結果、家電メーカー等では、実態調査報告書公表（平成16年9月）後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項（リベートの適正な支出等）について、各社、取組済みないし取組中である状況がみられた。 <p>【効率性】 フォローアップ調査によると、家電業界においては、多くのメーカーが報告書の指摘事項について自主的な改善への取組を行ってきており、報告書の実効性については高く評価できる。また、ガソリン業界においても報告書の指摘事項については広く周知されており、今後の業界の自主的な取組に資するものであったと考えられる。 また、ガソリン及び家電製品の実態調査については、調査開始時からの新聞等で相当量の報道がなされており、調査によって指摘した問題点についての業界への周知に関しては効果的であったと評価できる。</p> <p>【今後の課題】 競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられる業界について広く情報収集を行い、そうした情報に基づき、限られた人的・物的リソースの中で調査対象を選定し、有効かつ効率的な調査を実施し、問題点等の指摘・業界への改善要請を行うなど、今後とも実効性のある調査を実施していくことが不可欠である。</p>
	<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度においては、医療用医薬品の流通実態に関する調査及び電子商店街等の消費者向けeコマース（電子商取引）の取引実態に関する調査を実施し、競争政策上の考え方を周知するとともに、必要に応じて、関係事業者等に対して問題点の改善を要請。また、金融機関と企業との取引慣行についてのフォローアップ調査も実施し、関係団体等に対して問題点の改善を要請。 ・ 引き続き、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、幅広く情報収集を行い、調査対象を厳選した上で効果的・効率的な調査を実施。

平成18年度に行った政策評価の結果の政策への反映状況

1. 実績評価

No.	政策の名称	独占禁止法違反行為に対する措置（平成17年度）
1	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札談合に対する法的措置件数は減少したものの、大型の入札談合事件、市場構造が寡占的な事業分野のカルテル事件といった、国民生活に重大な影響を与えるような事件について処理している。 電力会社のオール電化等に関する営業に係る差別的取扱い事件に対する警告等、積極的かつ実効性のある事件審査が行われていると評価できる。 大手都市銀行による融資取引先事業者に対する優越的地位の濫用事件といった、社会の関心の高い事件について審査を行うなど、国民のニーズを的確にとらえて対処した。 財務省発注のインターネットオークション運営補助業務等の低価格入札事件など、公共調達におけるダンピング受注問題について厳正かつ積極的に対処した。 <p>【有効性】</p> <p>多様な事件の処理に努めたこと、国民生活に重大な影響を与えるようなインパクトある事件を処理したこと、過去最高額の課徴金納付を命じたことなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。また、排除措置を工夫することにより、これまで以上に公正かつ自由な競争を維持・促進することができたと考えられる。</p> <p>【効率性】</p> <p>法的措置を採った全事件の平均審査期間は約8か月で、名あて人となるべき者に予定される命令の内容等を通知するとともに、申出に応じて証拠の説明を行い、意見申述、証拠提出の機会を与える事前手続を経て、排除措置命令と課徴金納付命令を同時に行った事件を含んでいるにもかかわらず、平成16年度と同水準を維持した。</p> <p>今後、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であり、また、審査担当部門の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、事件の内容に応じた適切な処理に配慮する必要があると考えられる。</p> <p>【今後の課題】</p> <p>改正独占禁止法が平成18年1月から施行され、今後、改正法のスキームを十分に活用し、独占禁止法違反行為に対してより一層厳正かつ積極的に取り組んでいく必要があるが、公正取引委員会の審査体制は、依然として十分なものとはいえず、今後とも着実な体制の整備に努めていく必要がある。</p> <p>また、犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための新たな権限、制度が導入されたことから、それらの権限、制度を事件審査において有効活用することが重要である。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業者による入札談合事件及びカルテル事件、石油製品小売業者による不当廉売事件、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件など多様な事件について厳正かつ積極的に対処。 6件について課徴金減免制度の適用事業者名等を公表し、また、2件の刑事告発を行うなど、新たな権限、制度を有効に活用。 事件処理部門の体制の強化のため審査専門官を増員するとともに、審査能力の一層の向上のため、立証方法の改善、審査段階における証拠及び法的問題点の検討を強化。 引き続き、課徴金減免制度の活用、審査体制の整備・充実、審査手法の改善、事件間のリソースの効率的な配分等により、カルテル、入札談合、IT・公益事業分野、知的財産権分野などの重点審査分野における事件などについて、厳正かつ積極的に対処。

No.	政策の名称	企業結合の審査（平成17年度）
2	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 複数の企業が、株式保有等により一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、企業結合の審査は、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠であり、近年、規制改革・民間開放推進会議やOECD競争委員会など、国内外からその重要性等が指摘されている。</p> <p>また、国際的な事案については海外の競争当局との連携をとり、経済分析を必要とする事案についてはそれを積極的に活用するなどの確な審査に努めるとともに、審査の公表内容の充実を図るなど、引き続き、企業結合審査の透明性や事業者の予見可能性を高めていく必要がある。</p> <p>【有効性】 平成17年度は、定められた期間内に届出に基づく審査や事前相談の処理を終了し、また、国際的な事案について各国の競争当局と情報交換しながら審査を実施するなど、迅速かつ的確な審査を行っており、これらは企業にとっても非常に有効なものと評価できる。</p> <p>様々な業種の事例や多様な類型の企業結合事例を公表し、また、その内容の充実に努め、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは一定の評価ができる。</p> <p>【効率性】 届出書に基づく審査については、定められた期間内に迅速に処理されており、効率性の観点からも評価できる。</p> <p>事前相談事案について、書面審査及び詳細審査の処理に要した日数が短縮されていない要因は、事案の中には大型・複雑なものが多く含まれており、より一層慎重かつ的確な判断が求められたことによるものと考えられるが、今後は、審査の効率化を図ること、大型案件には集中的な人員配置を行うことなどにより、より一層迅速かつ的確な審査を行っていく必要がある。</p> <p>【今後の課題】 ますます複雑化・国際化する企業結合事案の増加に対し、より一層迅速かつ的確に対応するために、引き続き、職員の審査能力等を向上させ、経済分析等の専門的知識を有するエコノミストなど外部人材を積極的に活用するほか、国際的な事案等に対応できるような企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な事案への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要である。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の企業結合事案の審査結果の評価分析を行い、審査手法の検証を行うことにより、より一層的確な審査を実施し、また、評価分析の結果を公表することにより、事業者の予見可能性を一層高めるために、当該業務に係る企業結合調査官を増員。 ・ 引き続き、個々の企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、迅速かつ的確な審査を実施。 ・ 個別事案の公表内容のより一層の充実に努め、企業結合審査の透明性を高めるとともに、外部人材の積極的活用、企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な事案への重点的な人員投入により、機能・体制を強化。

No.	政策の名称	景品表示法違反行為に対する措置（平成17年度）
3	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけではなく、商品選択における国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行うことが重要であり、平成17年度においては、特に高齢化社会関連、食品関連、地域ブランド関連分野の事件に積極的に取り組んだ。</p> <p>【有効性】 不当表示事件の処理を例年以上に行いつつ、排除命令、警告・公表の措置件数が増加し、また、幅広い分野の事案に取り組んでいることから、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という目標を達成している。 平成14年度から17年度に行った排除命令は例外なくすべて新聞報道されている。法的措置である排除命令を積極的に行い、これが報道されることは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるものであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は積極的に評価できる。</p> <p>【効率性】 平成17年度に排除命令を行った事件の処理日数は、前年度に比し増加しており、全体的に事件処理が長期化する傾向が認められること等から、今後、更なるリソースの効率的な配分に加え、職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも更に取り組んでいく必要があると思われる。 また、排除命令等と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望を行っており、違反に問われた事業者のみならず、業界全体の認識を高める効果が期待できるといって、効率的な手法である。</p> <p>【今後の課題】 依然として当該調査部門の人員は十分とはいえず、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を迅速に行うための体制整備が不可欠であるとともに、①リソースの効率的な配分、②改正景品表示法の積極的な活用と都道府県との連携強化、③研修の充実と担当者間の情報共有の促進、④類似事案を同時期に処理するなど、調査の効率化等に取り組んでいく必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ より一層の厳正かつ迅速な違反事件処理のため、景品表示監視官を増員するとともに、事件調査に関する研修の充実による職員の調査能力の向上、効果効能をうたう不当表示について、景品表示法第4条第2項の権限を積極的に用いて排除命令の措置を採る等の取組を実施。

No.	政策の名称	下請法違反行為に対する措置（平成17年度）
4	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 改正下請法が施行されたことを受け、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても下請法違反行為に厳正に対処し、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する必要がある。 また、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を、改正下請法に基づき積極的に勧告・公表することにより、業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。</p> <p>【有効性】 勧告件数は前年度から大幅に増加し（過去10年で最高）、また、違反事件の措置件数は、前年度の約1.5倍となっている。勧告の措置を講じた事件は、すべて公表し、これらの報道により社会的関心を高め、当該業界のみならず他の業界に対しても一定の抑止効果が図られるなど、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。 また、平成17年度の役務委託等の分野における発注書面の不交付率は減少しており、着実に改善は図られているが、発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成に向け更なる取組が必要である。</p> <p>【効率性】 下請法違反処理日数は、警告については短縮化の傾向にあるが、特に勧告については、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されていない。下請法専任者数の伸び（前年比約10%増）に比して事件の処理件数が前年比約55%の伸びを示していることを考えると、全体として、違反事件の処理は効率的に行われていると評価できるが、勧告事案の処理期間の短縮等については今後改善を図っていく必要がある。</p> <p>【今後の課題】 実務的な研修の充実、重要案件に人的資源を集中投入する等メリハリのあるリソースの配分の実現等を図るとともに、引き続き、調査部門の体制も整備していく必要がある。 役務委託等の分野については、積極的に事実関係を把握し、重大な違反行為には厳正に対処していく必要があるとともに、下請法の講習会を役務委託等の分野において重点的に開催する等、一層の啓蒙に努める必要がある。また、発注書面交付率を引き上げるため、発注書面の不交付に係る違反事件に迅速に対応するとともに、違反事業者に対して下請法テキストを交付し、発注書面の交付及び必要事項の記載を徹底していく必要がある。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請代金の減額等、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等について、人的資源を集中投入する等メリハリのあるリソースの配分を実現し、積極的に勧告・公表を行うなど、下請法違反事件に迅速かつ厳正に対処。 ・ 役務委託等分野については、下請法の対象となって3年目となることから、重大な違反行為が認められた場合に勧告を行うなど、厳正に対処するとともに、コンテンツ分野における講習会を実施するなど、より一層の啓蒙普及を実施。 ・ 発注書面交付率を引き上げるため、発注書面の不交付又は必要事項の記載不備に係る違反事件については、違反事業者に指導文書とともに下請法テキストを交付し、発注書面の交付及び必要事項の記載を徹底。

No.	政策の名称	電子政府の構築（平成17年度）
5	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 国民が、多様な手段により、いつでも必要な情報を容易に入手し、行政手続等について適切なサービスを受けることを可能にする必要がある。 また、IT化に対応した業務改革として、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進していくとともに、情報システムの整備・運用管理の高度化や情報セキュリティ対策等の充実・強化等を図っていく必要がある。</p> <p>【有効性】 ホームページによる情報提供は充実してきている。また、行政手続のオンライン利用については、企業結合関係等の申請・届出手続の利用が進んでいないが、下請法に基づく調査票の提出や法違反等に係る申告については、利用率も向上してきており、利用者に有効な手段であることが認知されてきているとともに、当委員会にとっても、情報収集の有効な手段となっている。</p> <p>【効率性】 公正取引委員会のホームページの訪問者数は、平成17年度は対前年度40%増の約330万件と急増しており、インターネットによる情報提供を充実させることは、国民の効率的な情報収集を可能にするとともに、国民の行政情報取得に要する費用の軽減にもつながるものである。 また、これにより、事業者等の独占禁止法等の知識が深まり、違反行為の未然防止等、事業者の効率的なコンプライアンスに役立っているものと考えられ、公正取引委員会による効率的な競争唱導活動が行われたと評価できる。</p> <p>【今後の課題】 ホームページのアクセシビリティの更なる向上を図るため、その改善を進めていくことが必要である。 行政手続のオンライン利用の促進のため、一層の周知を図るとともに、利用者の利便性を高めるための方策を費用対効果も考慮しつつ検討し実施していくことが必要である。 業務・システムの最適化のための情報システムの導入等に当たっては、費用対効果を十分に検証しつつ進めるとともに、実効性のある情報セキュリティ確保の具体的な対策を着実に実施することが必要である。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページのアクセシビリティ向上のため、見やすさ、分かりやすさ、使いやすさなどの観点から、ホームページの改訂に着手。 ・ 行政手続のオンライン利用促進のため、引き続き、一層の周知を図るとともに、電子署名の簡略化についての検討を開始。 ・ 公正取引委員会内ネットワークの最適化については、費用対効果も考慮した上でシステム調達を実施。 ・ 情報セキュリティ対策の充実・強化を図るため、具体的な対策の実施手順等を整備し、情報セキュリティ対策に係る職員向け教育、対策の実施状況に係る自己点検等を実施。

2. 総合評価

No.	政策の名称	競争政策の普及啓発－改正独占禁止法の周知－
1	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 平成17年の独占禁止法改正では、課徴金減免制度や課徴金算定率の引上げ、違反行為の早期解消や再度の違反の場合の課徴金算定率の新設等、新たな制度が多く導入されているので、事業者、消費者、事業者団体等、国民各層に対して、様々な機会、媒体を通じて情報発信を行い、改正法の趣旨、内容について、十分理解してもらう必要性が非常に高い。 事業者及び国民に対する新制度の周知徹底については、衆議院経済産業委員会及び参議院経済産業委員会において附帯決議が行われている。</p> <p>【有効性】 説明会参加者へのアンケート調査（全国9都市の説明会で実施）によれば、説明会出席は役立ったとする回答が77.3%等との回答が得られており、説明会を通じた周知はおおむね有効であったが、用語の解説や具体例を挙げた説明等を求める意見もあった。 また、公正取引委員会のホームページに、「改正独占禁止法について」及び「課徴金減免制度について」のページをそれぞれ開設したが、外部シンクタンクによるユーザーアンケートでは、過去にアクセスしたことがある人の88.3%が役立ったと回答するなど、有効な周知方法であったといえる。他方、改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことがある人の割合は、調査対象とした企業の法務部等の職員の2割程度と低いものであった。</p> <p>【効率性】 公正取引委員会主催の説明会の開催案内については、公正取引委員会のホームページに掲載したほか経済団体等に対して傘下会員への周知を依頼したところであるが、参加者からのアンケート結果から、参加者の募集が効率的に行えたと考えられる。その他、事業者団体等の研修会等に公正取引委員会から講師を派遣するなど、より多くの国民各層へ効率的に改正内容を周知することができた。</p> <p>【今後の課題】 ホームページに関するアンケート調査では、企業の法務部等の職員を対象に行ったが、当該ページにアクセス経験のある人の割合が2割程度と低かったことを踏まえると、従来以上に、パンフレット、ホームページ、事業者団体等への講師派遣等、様々な手段を通じて独占禁止法の普及啓蒙に努めていく必要があると考えられる。</p>
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページのアクセシビリティ向上のため、見やすさ、分かりやすさ、使いやすさなどの観点から、ホームページの改訂に着手。 ・ 引き続き、事業者団体等への講師派遣、懇談会、講演会などの開催により、独占禁止法の普及啓蒙を推進。

No.	政策の名称	消費者取引の適正化の推進－消費者向け電子商取引における表示の適正化－
2	政策評価の結果の概要	<p>【必要性】 電子商取引等の促進をはじめとするIT化の推進は、我が国の重要政策課題であり、平成16年6月の「e-Japan重点計画－2004」（IT戦略本部決定）においても、安心して利用できる電子商取引の環境整備等が求められているところ、電子商取引における不当表示等を効果的に調査・規制するためには、電子商取引監視調査システムを活用し、電子商取引における表示の適正化を図ることは必要不可欠である。</p> <p>【有効性】 問題と思われるサイトに対する、電子商取引監視調査システムを利用した啓発メールの送信は、1回目の啓発メール送信後に約70%の表示が、再度の啓発メール送信後には全体で約90%の表示が改善されるなど、表示を改善させる方法として、有効に機能していると評価できる。また、電子商取引調査員1名当たりの報告件数は年々増加傾向にあり、これが啓発メールを送信すべき対象の増加にもつながるものであり、同システムが有効に機能していることを示していると思われる。</p> <p>【効率性】 電子商取引調査員に常時監視を委嘱することは、公正取引委員会の職員が直接監視を行うよりも、より多くの表示を監視できるという点から効率的であり、電子商取引調査員の監視と報告、そして、報告を受けた職員による啓発メールの送信という簡易な方法により、約90%の表示が改善されていることから、表示の改善という観点からも、効率的な手法であると評価できる。 なお、電子商取引調査員の報告件数に対し、これを処理する担当官が1名と少ないことから、平成17年度には報告を受けてから啓発メールを送信するまでに約3か月を要しており、速やかな啓発メールの送信はできていない状況にある。</p> <p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子商取引調査員の報告から啓発メール送信までの処理日数の短縮を図るため、平均処理日数の目標を掲げ、期間内に処理するための具体的な方策を検討する必要がある。 ・ 報告される情報の質を高めるため研修の充実等を検討し、報告される情報数に対する啓発メールの送信割合を高めていく必要がある。 ・ 啓発メールを2回送信しても何ら改善がみられない事業者については、違反事件調査部門へ情報提供を行っているが、今後は、事件としてすぐに着手できるような情報の提供に努める必要がある。
	政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、電子商取引監視システムを活用し、積極的に表示の適正化を図るとともに、電子商取引調査員から提供される情報の質の向上及び件数の増加を図るため、従来年度に1回だった研修を平成18年度は2回実施。